

壱岐税務署からのお知らせ

すべての事業者の皆さまへ 消費税軽減税率制度説明会を開催します！

記帳方法の変更、レジの入替え・・・準備はお済みですか？

いよいよ本年10月から、消費税及び地方消費税の税率が10%に引き上げられると同時に「軽減税率制度」が実施されます。

また、令和5年10月からは「インボイス制度」が導入されます。

今回の改正は、業種を問わず、すべての事業者の皆さまに関わる改正です。

税務署では、この改正についての実務的な説明会を開催します。開催スケジュール・受講方法等は次のとおりですので、皆さまのご参加をお待ちしております。



説明会開催スケジュール



地区	開催日時	会場
石田町	9月10日(火) 14時～16時	石田農村環境改善センター 大集会室 壱岐市石田町池田東触 672 番地 1
郷ノ浦町	9月12日(木) 14時～16時	壱岐の島ホール 中ホール 壱岐市郷ノ浦町本村触 445 番地
芦辺町	9月19日(木) 14時～16時	クオリティーライフセンター つばさ イベントホール 壱岐市芦辺町箱崎中山触 2548 番地
勝本町	9月25日(水) 14時～16時	勝本町ふれあいセンター かざはや イベントホール 壱岐市勝本町大久保触 1736 番地 2



受講方法



- (1) 事前のお申込みは不要です。
- (2) 個人経営・法人経営を問わず、すべての事業者の方が受講できます。
- (3) 4会場とも同じ内容です。いずれの会場でも受講できます。
- (4) これまでに受講された方も再度受講できます。
- (5) 無料で受講できます。

【お問合せ先】壱岐税務署

〒811-5133 壱岐市郷ノ浦町本村触 620 番地 4 電話 0920 (47) 0315

お電話の際は、上記電話番号におかけいただき、自動音声の案内に従って「2」を選択してください。

〔共催〕長崎県、壱岐市、壱岐市商工会、JA壱岐市、(公社)壱岐法人会、壱岐間税会